



2019年6月26日放送

「特定行為看護師が行う感染症関連行為」

横浜市立大学附属病院 看護部外来担当師長 武田 理恵

はじめに

今回、大学病院における特定行為研修修了者の活動報告というテーマでお話しさせていただきます。まず、はじめに当院の施設概要について簡単に説明いたします。

当院は、病床数 674 床、診療科 34 診療科、病床稼働率 84.7%、在院日数 12.8 日、手術件数は 6013 件です。特定機能病院であり、神奈川県エイズ中核拠点病院、災害医療拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、赤ちゃんにやさしい病院、病院機能評価 3rdGVer1.1 認定、神奈川 DMAT 指定病院等の認定を受けております。

施設概要

- 病床数 : 674床
- 診療科 : 34 診療科
- 病床稼働率 : 84.7%
- 在院日数 : 12.8日
- 手術件数 : 6013件

2018年2月診療のご案内より

- ◆ 特定機能病院
- ◆ 神奈川県エイズ中核拠点病院
- ◆ 災害医療拠点病院
- ◆ 地域がん診療連携拠点病院
- ◆ 赤ちゃんにやさしい病院
- ◆ 病院機能評価 3rdG : Ver.1.1 認定
- ◆ 神奈川 DMAT 指定病院

次に特定行為について説明させていただきます。特定行為とは、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる 38 行為です。この 38 行為のうち取得したい区分を選択し、特定行為研修を受けます。

私は、2017年3月公益社団法人日本看護協会にて研修を修了しました。修了した特定行為区分は、一つ目は、栄養及び水分管理に係わる薬剤関連で持続点滴

特定行為看護師

2017年3月 公益社団法人 日本看護協会にて研修終了

【修了した特定行為区分】

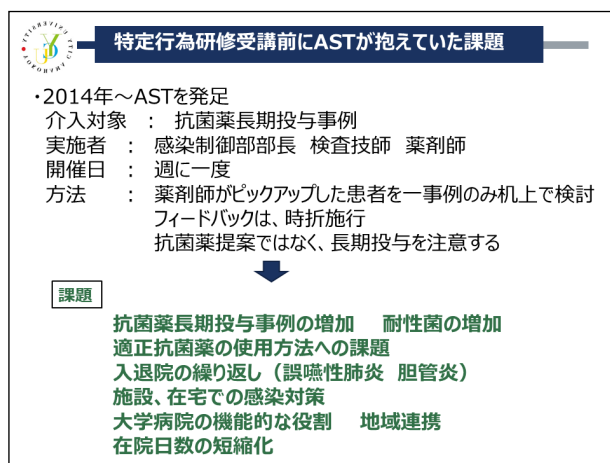
- **栄養及び水分管理に係わる薬剤関連**
 - ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
 - ・脱水症状に対する輸液による補正
- **感染に係る薬剤投与関連**
 - ・感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与

本報告では、特定行為を修了した感染管理認定看護師を特定行為看護師とする

中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正です。二つ目は感染に係る薬剤投与関連で、感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与です。本報告では、特定行為を修了した感染管理認定看護師を特定行為看護師として、説明させていただきます。

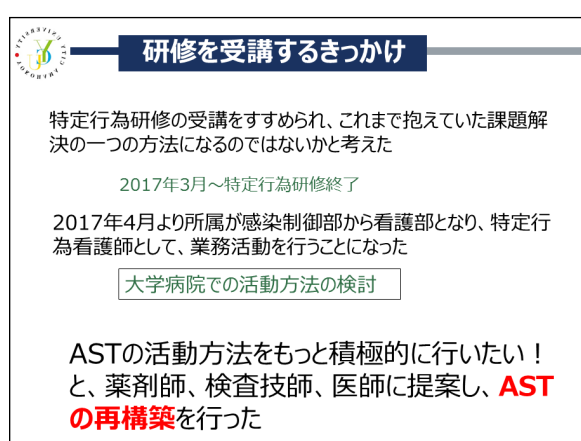
AST が抱えていた課題

なぜ、私が特定行為看護師の研修を受講しようと思ったかについてですが、私は感染管理認定看護師として、8年間感染制御部の感染担当師長として活動してきました。その中、2014年にAST（抗菌薬適正使用支援チーム）が発足されました。介入対象としては、抗菌薬長期投与事例とし、実施者は、私自身は参加しておらず、感染制御部部长、検査技師、薬剤師にて週に一度実施していました。方法は、薬剤師がピックアップした患者を一事例のみ机上で検討し、臨床現場へのフィードバックは、時折施行していましたが、抗菌薬提案ではなく、長期投与を注意するというやり方でした。その中ASTの活動内容からだけではありませんが、感染制御を実施していく中での課題として、抗菌薬長期投与事例の増加、耐性菌の増加、適正抗菌薬の使用方法への課題、誤嚥性肺炎や胆管炎などによる入退院の繰り返し、施設、在宅での感染対策、大学病院の機能的な役割、地域連携、在院日数の短縮化など、多くのことを感じていました。



そのような時に、特定行為研修の受講をすすめられ、これまで抱えていた課題解決の一つの方法になるのではないかと考え受講しました。

終了後、2017年4月より、感染制御部から看護部の特定行為看護師として、業務活動を行うことになり、ASTの活動をもっと積極的に行いたいと、医師、薬剤師、検査技師に提案し、ASTの再構築を行いました。



ASTの活動の再構築

ASTの活動方法としては、まずは、抗菌薬のモニタリングを週に1回から、毎日へ変


更し、実施者は感染制御部部长である感染症内科医、感染制御部臨床検査技師、感染制御部薬剤師そして、特定行為看護師である私です。抽出対象は、感染管理システムから行い、対象抗菌薬は使用初日から全例モニタリングし、対象とする抗菌薬抗 MRSA 薬、カルバペネム系、PIPC/TAZ の投与患者、細菌培養陽性の患者、抗菌薬長期投与患者としました。

次に特定行為看護師が抽出された患者のうち、感染症のフォーカスが不明な場合、抗菌薬変更が必要な場合などの条件に当てはまる患者の診察を行います。患者の診察結果から、臨床推論を行い、抗菌薬の変更について、感染制御部部长に確認後医師へ提案します。手順書があれば、医師に確認せず提案することもできますが、研修を修了したからといって全てを学んできたということではありませんので、特定行為看護師としてのトレーニングとして、この方法をとらせてもらいました。また、培養結果がでていない症例については、顕微鏡でグラム染色の結果を確認してから抗菌薬の提案を行う場合もあります。

広域抗菌薬を感染症のフォーカスが不明のまま使用している場合は、医師に確認せず、薬剤師、臨床検査技師で話し合い、血液培養検査、一般細菌検査の実施を主治医に依頼していきます。その後、抗菌薬変更が必要と考える症例については、主治医に対し、その根拠を示し、電子カルテ上に記録を残します。医師の記録に慣れておらず、一事例にかなり時間を要します。そのため、定型文を作成し、時間削減や薬剤師等にも使用できるように工夫をしました。

AST で期待される特定行為看護師としての役割


これらの方法を実施していくまでの AST で期待される特定行為看護師としての役割




AST (抗菌薬適正使用支援チーム) の活動の再構築

【AST 活動の流れ】

① 抗菌薬のモニタリングを週に1回から、毎日へ変更
 実施者： 感染制御部部长/感染症内科医
 看護部 特定行為看護師
 感染制御部 臨床検査技師
 感染制御部 薬剤師




抽出対象： 感染管理システムから、対象抗菌薬は使用初日から全例モニタリング
 ・対象とする抗菌薬（抗MRSA薬 カルバペネム系 PIPC/TAZの投与患者）
 ・細菌培養陽性の患者
 ・抗菌薬長期投与患者



AST (抗菌薬適正使用支援チーム) の活動の再構築


② 特定行為看護師が抽出された患者のうち、以下の条件に当てはまる患者の診察
 ・感染症のフォーカスが不明な場合
 ・抗菌薬変更が必要な場合


③ 感染制御部部长へ診察結果を報告



患者の診察の結果から、臨床推論を行い、抗菌薬の変更などを提案


④ 培養結果がでていない症例については、顕微鏡でグラム染色の結果を確認。抗菌薬選択について提案





AST (抗菌薬適正使用支援チーム) の活動の再構築

⑤ 広域抗菌薬を感染症のフォーカスが不明のまま使用している場合は、薬剤師、臨床検査技師で話し合い、血液培養検査、一般細菌検査の実施を主治医に提案



⑥ 抗菌薬変更が必要と考える症例については、主治医に対し、その根拠を示し、電子カルテ上に記録を残す。

について紹介します。

2017年4月～感染管理システムをASTで活用できるよう変更し、2017年9月～抗菌薬の手順書を作成しました。手順書の内容としては

- 1 血液培養検査結果にて、広域抗菌薬からの de-escalation を提案
- 2 血液培養検査結果から *E. faecium* 検出時は、抗 MRSA 薬使用の提案
- 3 血液培養未検査時は、血液培養・一般検査施行依頼

一としました。以上の手順書を当院の特定行為管理運営委員会にて承認してもらいました。

作成書類としては、特定行為看護師内規、特定行為看護師の診療記録記載について、研修中に作成した抗菌薬使用による手順書修正、AST 規約、AST 活動日誌などがあります。

次に研修終了後に AST において特定行為看護師が変化したと感じていることは、


1 臨床推論やフィジカルアセスメントなどの学習から、医師と診断についての意見交換が可能になったこと。

2 活動方法、データの可視化、患者、医師への対応など AST 活動のマネジメントが行えるようになったこと。

3 診察のときなど、患者からの感染症診療の相談を受けられるようになったこと。

4 医師に直接提案できるようになり、医師からの相談も対応できるようになったこと—などがあります。

研修終了後、特定行為看護師としてさらなる活動の場として、これまで連携をとってきた金沢区福祉保健センターと、地域の施設、事業所、訪問看護ステーション等の相談窓口になる体制を作りました。課題がまだあり、軌道にはのっていませんが、今後も活動していきたいと思えます。




ASTで期待される特定行為看護師としての役割

- 2017年4月～感染管理システムをASTで活用できるよう変更
- 2017年9月～抗菌薬の手順書を作成
 - ・血液培養検査結果にて、広域抗菌薬からのde-escalationを提案
 - ・血液培養検査結果から*E. faecium*検出時は、抗MRSA薬使用の提案
 - ・血液培養未検査時は、血液培養・一般検査施行依頼
 - * 当院の特定行為管理運営委員会にて承認
- 2018年4月～医師への定期相談の開始


《作成書類》

- ・特定行為看護師内規
- ・特定行為看護師の診療記録記載について
- ・抗菌薬使用による手順書修正
- ・AST規約
- ・AST活動日誌



研修終了後にASTにおいて特定行為看護師が変化したと感じていること

- 1 臨床推論やフィジカルアセスメントなどの学習から、医師と診断についての意見交換が可能になった
- 2 活動方法、データの可視化、患者、医師への対応などAST活動のマネジメントが行えるようになった
- 3 診察のときなど、患者からの感染症診療の相談を受けられるようになった
- 4 医師に直接提案できるようになり、医師からの相談も対応できるようになった




特定行為看護師としてさらなる役割の拡大

- 金沢区福祉保健センターと連携し、地域の施設、事業所、訪問看護ステーション等の相談窓口になる
 - ・感染管理認定看護師として感染予防、感染対策についての相談窓口
 - ・ASTのメンバーである特定行為看護師として、感染症診療、抗菌薬についての相談窓口
- 特定行為看護師として、在宅療養者に何が出来るかを検討するために、訪問看護ステーションに同行訪問を実施

今後の活動

2018年～地域連携課患者サポートセンターの担当師長として配属され、退院支援・調整の管理者となりました。業務と並行して横浜市立大学のYCUマネジメントプログラムに参加し、政策、経営、統計等を学びながら、退院前、退院後訪問の実施に向けて、企画案を作成し実施しました。退院前、後訪問には、実際に特定行為看護師として同行しましたが、感染管理認定看護師としての役割は果たすことができませんでしたが、特定行為をするという活動にはまだいたっていません。



今後の活動


- 2018年～地域連携課 患者サポートセンターの担当師長として配属
業務内容：退院支援・調整

退院前、退院後訪問
→横浜市立大学のYCUマネジメントプログラムに参加し、政策、経営、統計等を学びながら、企画案を作成し実施

- 2019年～外来担当師長

特定行為看護師、専門・認定看護師の地域連携活動を推進するシステム構築

今後さらなる大学病院の中での特定行為看護師としては、現在の業務の実践部隊としてのAST活動は行えませんが、活動全体のマネジメントを行うこと。もう一つは、地域包括ケアシステムが構築される中で、大学病院が果たす役割は、地域の中でのリーダーシップを発揮することです。2019年4月からは、外来担当師長となりましたので、これまでの退院支援での経験を活かし、地域連携・貢献の中での外来での特定行為看護師の役割の模索、退院前後訪問の拡大などを検討はしていきたいと思っています。また、特定行為看護師、感染管理認定看護師として相談対応あるいは訪問において、地域貢献を行っていききたいと思えます。そのためには、これから増える特定行為看護師、専門認定看護師とともに、退院前・退院後訪問、地域からのコンサルテーションが受けられるような体制作り、マネジメントを行っていききたいと考えています。



大学病院における特定行為看護師の主となる活動

- AST活動において、活動全体のマネジメントを行う。
- 地域包括ケアシステムが構築される中で、大学病院が果たす役割は、地域の中でのリーダーシップを発揮することである。
 - ・特定行為看護師、感染管理認定看護師として相談対応あるいは訪問において、地域貢献すること

そのためには、これから増える特定行為看護師とともに、院内においての活動を理解し、支援を得られる体制作りを提案していくことが重要である。